

3班1日班外出(堺)

ご利用者 16名
職員 5名



5月24日(火)大阪府立大型児童館 ビッグバンに行ってきました。
昼食は各自思い思い注文したマクドナルドのハンバーガーを皆さん美味しそうに召し上がられました。

館内見学では、30年代の民家や商家を再現した街並みやその時代の珍具と触れ合う事は皆さん
珍しそうに時間をかけて見学されていました。充実した楽しい1日を過ごす事が出来ました。

(磯谷 恵美)



4班1日班外出(和歌山)

ご利用者 7名
職員 3名

~おいしいお弁当に舌鼓の巻~

職員たちは朝から空とにらめっこ。雨の予報も吹き飛ばし、現地で雨に降られることもなく、
和歌山公園にて、豪華なお肉のお弁当を口いっぱいにはうばって召し上がっていました。昼食後、
公園内の動物園を散策し、各自大好きなジュースを購入し、ほっとひと息。動物園の散策も楽し
そうな様子でしたが、お弁当を召し上がっている時の皆様の嬉しそうな顔が忘れられない一日と
なりました。

(川村 智子)



清光会 和太鼓 韻 (ひびき)

和泉の里が中心となって取り組んできた和太鼓「韻」ですが、平成27年度より、清光会和太鼓
「韻」として活動しています。現在は各施設より、1~2名「韻」の職員として韻の活動に携わっ
ています。和泉の里は、東、南河、ゆかりの里は竹田、岡、恵誠の里は奥野、そしてささゆり作
業所は倉澤が担当しています。太鼓の見学や体験等随時受け付けていますので、お問い合わせは
和太鼓韻代表の和泉の里、東までお気軽にどうぞ。



今年度は4月にイオンモール日根野のグランドリニューアルオープンのイベ
ントに参加し、私たち韻も和太鼓の演奏を披露させていただきました。ささ
ゆり作業所に通所されている、1班のS・S様も韻メンバーの一員として出演さ
れています。また、日頃より稽古にも精を出されています。7月にはいこらも
~泉佐野にて清光会主催のイベント、南泉州和太鼓の集いが開催されます。
お時間のある方はぜひ一度足を運んでみて下さいね。

(倉澤 威)

清光会人権研修の取り組みについて

清光会では平成20年より、人権研修を法人全体の取り組みとして、実施してきました。

まず、最初の取り組みは職員全体でご利用者の権利擁護に対して既存のルールを見直すところから始まりました。「清光会理念」を柱とし、どのようなことが人権侵害なのか、清光会職員として、してはいけない事の基準を定めた「禁止事項」を作り上げ、次にどのようにご利用者を権利擁護していくのか、職員の義務規定と努力規定を定めた「具体的行動規範」を策定しました。この二つを権利擁護の柱として周知、研鑽していくことと、様々な人権についての研修内容を2年間かけて整備しました。

「清光会理念」「禁止事項」「具体的行動規範」は清光会職員としてご利用者の人権を第一に考えるという方針から、現在も各事業所で毎日、全職員が唱和をおこない、業務に就くようにしております。

平成23年からは新たに「清光会人権研修5か年計画」を策定し、一年ごとにテーマを掲げて研修を行ってきました。一年間の人権研修の基本的な流れとしては各年度のテーマに沿って、課題を設定し、職種を問わず全事業所の職員が集まり、年間3回のグループ討議を行いました。このことにより、事業所間、職種間、個人の人権に対する価値観の違いが少しずつ清光会の基準に統一されていきました。また、内部だけの研修だけではなく、人権に関する専門性の向上の為、年1回は外部の専門講師を招いて研修を実施し、障がいある方の権利擁護についての考え方など、専門性を高める事の重要性を認識できる講義を行っております。

研修以外の取り組みとしては4月に職員自身の人権意識を振り返る「セルフチェックリストアンケート」また、11月には禁止事項が順守されているかを調べる「清光会人権アンケート」を定期的実施してきました。その結果、各事業所の問題点や課題が明確にされ、次年度の人権研修をどういった内容で進めていくかに繋げています。

「清光会人権研修5か年計画」も平成27年度で一つの節目を終えましたので、平成28年度は上記のアンケートや外部講師研修は継続し、全体研修については今まで培ってきたものを礎に、各事業所での問題点や課題に対して、より具体的に取り組む為、各事業所単位で研修を実施することとなりました。また、研修した内容や問題点を全体で情報共有して、ご利用者の権利擁護に努めていくことが平成28年度の人権研修計画に盛り込まれています。

最後に障害者権利条約批准により、障害者基本法の改正、虐待防止法、障害者差別解消法の施行と遅れながらも、急速に障がいある方の権利擁護の法整備が進められてきました。しかし、法整備だけで本当に障がいある方達の人権が守られた生活や社会ができているのでしょうか。清光会

も人権研修を進める中で様々な議論が巻き起こります。誰の権利擁護なのか、何の為にするのか、果てしない階段を一段ずつ登っていく作業を繰り返しながら、権利擁護の研鑽を図り、ご利用者の人権と尊厳を高めていきたいと考えています。「答えは当事者一人一人の人生の中にある。」事を忘れずに。

支援課 課長 高道雄治

